



平成 22 年 1 月 22 日  
沖縄電力株式会社

### 平成 22 年度太陽光発電促進付加金に関する認可申請等について

当社は、平成 21 年 8 月 28 日に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等にもとづき、平成 22 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した供給約款等以外の供給条件を、本日、経済産業大臣に認可申請をいたしました。

また、託送供給約款においても同様に、平成 22 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した承認申請を行いました。

本日申請を行った平成 22 年度に適用する太陽光発電促進付加金単価は、今月 26 日に予定されている国の審議会において、その適切性等について審議された後、認可される予定ですが、「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」(経済産業省告示)にもとづき算定した結果、0 銭/kWh となります。

よって平成 22 年度においては、太陽光発電促進付加金にかかるお客さまのご負担は発生しない見込みです。

太陽光発電促進付加金の概要については別紙のとおりです。

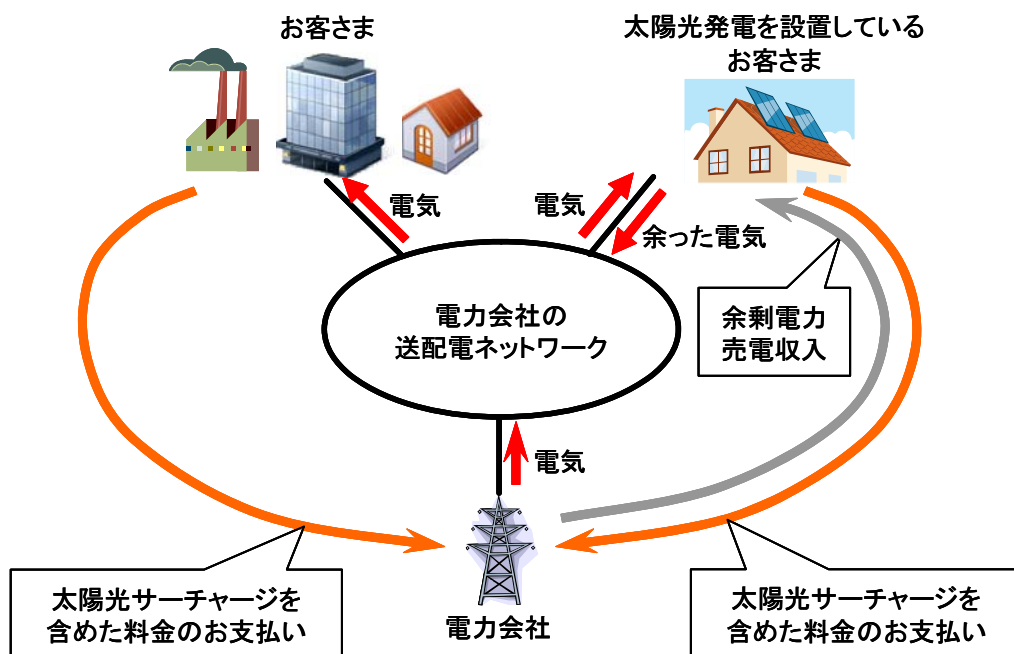
添付資料：太陽光発電促進付加金の概要について

以 上

### 太陽光発電促進付加金の概要について

平成 21 年 11 月から「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されました。この制度は「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等にもとづき、ご家庭等に設置した太陽光発電で発電した電気のうち、使われずに余った電気を、国が設定した単価で電力会社買い取ることを義務付けた制度です。

本制度において買取りにかかった費用は「太陽光発電促進付加金」、いわゆる「太陽光サーチャージ」として、電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、「全員参加型」の制度となっております。



#### 1. 太陽光サーチャージのご負担について

買取りに要した費用は、電気をお使いの皆さま全員に電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

(ご請求金額のイメージ図)

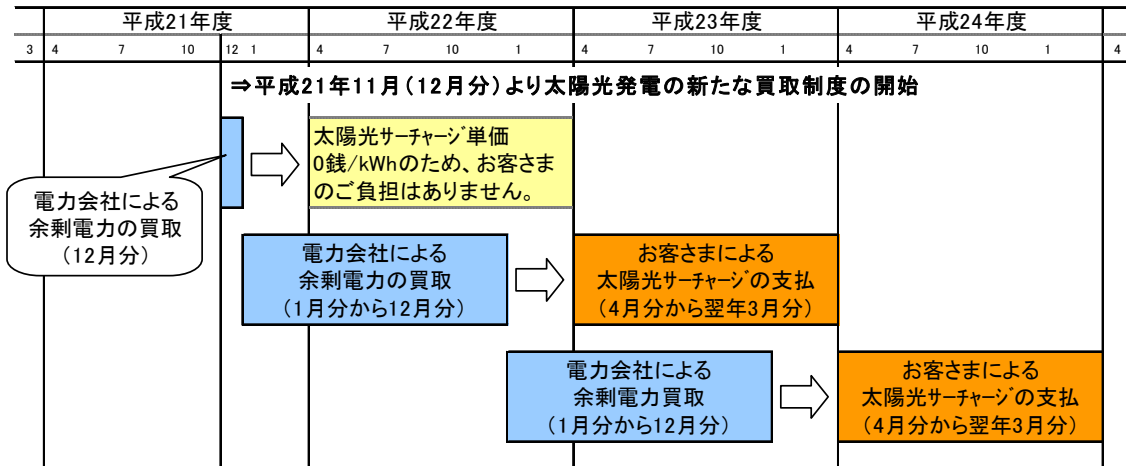
$$\text{ご請求金額} = \text{基本料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)} + \text{太陽光サーチャージ}$$

太陽光サーチャージ単価 × 電気ご使用量 (kWh)

## 2. 平成22年度の太陽光サーチャージ単価

平成22年度の太陽光サーチャージ単価は、国が定める算定式により算定した結果、0銭/kWhとなりました。よって平成22年度においては、太陽光発電促進付加金にかかるお客さまのご負担は発生しない見込みです。

なお、お客さまの実質的な負担は、平成23年度からとなる見込みです。



太陽光サーチャージ単価は、国の定める算定式により、前年における実績買取費用等にもとづき算定します。このため太陽光サーチャージ単価は年度ごとに異なります。毎年、算定した単価は1月頃に経済産業大臣に申請し、国の審議会において、その単価水準の適切性等について審議が行われた後、認可されることとなっております。

## 3 自由化部門のお客さまのご負担について

太陽光サーチャージは電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、自由化部門のお客さまに関しても、ご負担いただくこととなります。

以 上